

## 総会議事録（第9回）

1 開催日時 令和3年12月24日（金）14時00分～

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（32名）

○農業委員（16名）

会 長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳  
5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 9番 朝長 洋子  
10番 松下 善光 12番 高見 健 14番 富岡 勝真 16番 川本 康代  
17番 山田 武人 18番 山口 和夫 19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（16名）

1番 原 正人 3番 渡辺 和久 4番 小川 國治 5番 井上 秀明  
6番 福田 文夫 7番 林 敏弘 8番 一瀬 晃 9番 山浦 弘之  
10番 川副 博司 11番 山上 傳 13番 上野祐太郎  
14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広 16番 野田 善則 18番 梶原 茂  
19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（2名）

13番 渡邊 和秋 15番 寺坂 哲郎

○農地利用最適化推進委員（3名）

2番 平山 清孝 17番 鳥越 優

12番 井本 忠之

5 議 題 報告第1号 特定農地貸付による市民農園の閉園の件  
第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件  
第2号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請の件  
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件  
第4号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件  
第5号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件  
第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件  
第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件  
第8号議案 大村農業振興地域整備計画の変更について(農用地区域除外)  
第9号議案 大村農業振興地域整備計画の変更について(農用地区域編入)  
報告第2号 農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告の件

6 事務局 局長 平地 俊夫  
課長補佐 西浦 公治  
職員 田代 哲也 梶原 良太

## 1 開会

### ○事務局長

ただいまから「令和3年度第9回農業委員会定例総会」を開会いたします。

## 2 会長挨拶

## 3 議事録署名人指名

### ○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

### ○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しております。13番農業委員、15番農業委員、2番推進委員、12番推進委員、17番推進委員から欠席の届出がっております。

### ○会長

次に、本日の議事録署名人を、9番農業委員、12番農業委員にお願いします。

## 4 議事

### ○議長

それでは、1ページ、報告第1号「特定農地貸付による市民農園の閉園の件」を、事務局から報告をお願いします。

### ○事務局

報告第1号「特定農地貸付による市民農園の閉園の件」、1番大村、大村ふれあい市民農園を、申請者都合のため今年の12月31日に閉園する申請が、議案書記載の申請者から12月14日に農林水産振興課へ提出され、農業委員会へ通知がありましたので、報告するものです。なお、本案件は第1号議案1番大村、第2号議案1番大村及び第3号議案2番大村と関連があります。

### ○議長

ただ今の報告事項に対して、ご意見等ありませんか。

< 異議なし >

### ○議長

次に、2ページ第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。お諮りします。1番大村は、3ページ第2号議案「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番大村、4ページ第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の

件」2番大村と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番大村、第2号議案1番大村及び第3号議案2番大村は、一括して審議することとします。それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案、「農地法第4条の規定による許可申請の件」1番大村、三城町の農地、地目 田 現況はすべて畑、合計面積2,188㎡、ほかの議案分を併せた転用全体面積2,633㎡、併用地を含めた開発全体面積2,729.48㎡、申請者は記載のとおりです。本件は、申請者が共同住宅3棟を建設するため転用申請をするものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

第2号議案「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」、1番大村、水計町の農地、地目 田 現況は雑種地、合計面積366㎡、転用全体面積2,633㎡、転用者は、記載のとおりです。本件は、平成14年8月に長崎県から転用許可を得て、当初は貸事務所及び駐車場を建設予定であったが、貸す予定だった事務所が倒産した。そのため駐車場の造成で止まっていたが、今回集合住宅3棟を建設したいということで計画変更申請書を提出するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」2番大村、三城町の農地、地目 畑、面積79㎡、転用全体面積2,633㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が共同住宅3棟を建設するため転用申請をするものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。被害防除計画では、盛土2.3m、切土2.4mとなっており、土留め工事及び防護柵を設けるとなっています。雨水は既存の水路に接続し、汚水・生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺には、東側に農地があります。資金については、融資証明書を確認しております。

なお、本案件は、報告第1号1番大村と関連があります。

○議長

それでは、1番、第2号議案1番、第3号議案2番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今説明があったように、全体は4条の農地転用ですけども、5条の転用と、計画変更が300㎡ぐらいですかね、入ってます。ここはもう傾斜地で、右側が段々畑で高くなってます。農地に接しているのが田んぼですね。そこが日照とか風通しとかよくないということ

で、建物がちょっと、調整して低くするということが書いてありました。雨水は下の、市道の側溝にということで、問題ないと思います。

○議長

1番大村、第2号議案1番大村、第3号議案2番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番大村、第3号議案2番大村は許可相当とし、第2号議案1番大村は承認相当とします。

次に、2番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、水計町の農地、地目 畑 現況は私道、面積75㎡、申請者は記載のとおりです。本件は、昭和42年頃から宅地の通路として使用しており、宅地と誤認していた部分の追認を受けるため転用申請をするものです。なお、県からは簡易手続き相当の違反案件の基準に該当し、追認許可相当と判断するとの通知があります。

県の簡易手続きの判断の根拠としましては2つありまして、一つ目は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地であること、二つ目は、農地法第4条第6項各号に掲げる規定のいずれにも該当しないということであります。また、追認許可相当と判断に至ったその他の事由として、違反による周辺農地の営農に支障がないことと、当初から申請していれば許可できた案件と判断されているという2つが挙げられています。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には、北側に農地があります。資金については、すでに施工済みのため発生しません。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この水計の案件ですけども、前回の申請に上がっていました。植木置き場にするという申請が上がってましてその水路の件で、使用する入り道がどっから来るのかという問題がありまして、水利組合員の方、私もしてまして、水利組合との同意書を交わしまして、許可することとしました。その後にはですね、そこに住宅があるんですけども、その入り口なんですね。そしたらその住宅を使って、前回申請のあった畑に、植木を植えるっていう作業場として、買われるということで、その入口が〇〇さんところが畑だったので、通路に、申請をする

ということで上がってきております。その畑の下の方に水路も入ってまして、昔からずっと道路として活用されてきたので、申請が漏れてたってということで、特に、支障はないということで見て参りました。以上です。

○議長

2番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2番大村は許可相当とします。

続いて、4ページ第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。

1番鈴田、事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番鈴田、小川内町の農地、地目 田 現況は畑、面積23㎡、実測面積963㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が資材置場として利用するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には、北側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここはもう畑と言いましても昔、亡くなられた人が、お父さんですけど榊とか松を植えるところでもう今、木を切って、息子さんが草だけ払われて管理してるところです。北側にある畑は別に野菜を作ったりとかそういうのじゃありませんので、全く問題ないと思います。ただ、ここはですね、この前の水害のときも、水がものすごいんですよ。現状のまま使われる予定にしてありますけど、舗装とか何とかされたら、ちょっと道が川みたいに流れるところですので、そこに市の側溝はあるんですけど、もう草とか何とかで、ほとんど水が乗らない状態なんです。そこをちょっと、ぴしゃっとしてもらえればね、擁壁を打つなり、石垣がちょっとあるんですけど、泥とか草でほとんど埋まっています。

水が乗るように、擁壁とか何とかでしてもらえれば、周りの方も。農地にはその影響ないと思いますけど、下に農地もあるんですけど、下の方に側溝に乗ってしまえばいけないと思うので、それだけやってもらえればいいんじゃないかな、やってもらいたいなと私は、思っ

たんですよね。皆で見ってきました。そういう方向でね。ちょうど下、今の下側だけでも、擁壁かなんかでこうしてもらえれば、草とか泥とかが流れて詰まることもないと思うんで、それは要望を上げてもらえればと思います。以上です。

○議長

1番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番鈴田は、許可相当とします。

続いて3番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、木場2丁目の農地、地目 畑、面積17㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が通路の幅を拡げるために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土0.8m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路へ放流し、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺に農地はありません。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この場所は、周囲は建物が並んでおりまして、この農地の転用の申請が出てる場所の、北側になりますかね、そこには昔、建物があったんですけど今開発されておりまして、その出入口になります。何ら支障がないと見ってきました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長

3番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、3番大村は、許可相当とします。続いて4番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、上諏訪町の農地、地目 畑、面積83㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が囲繞地への通路を確保するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、縁石コンクリートを設けるとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には、北側に農地があります。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

見ていただいて分かる通り、奥に行く道がなかった分で奥の方が買われる分ですので、通路にされるっていうことですので、何ら問題ないと見て参りました。ご審議の方、よろしくをお願いします。

○議長

4番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、4番西大村は、許可相当とします。

続いて5番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番福重、沖田町の農地、地目 田、合計面積1,441㎡、併用地を含めた全体面積は1,500.49㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地4区画及を建設するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.62m、切土0.32m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存側溝へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、東側に農地があります。資金については、融資証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、5番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここはですね、だんだん宅地化が進んで、一番最初にできたアパートの北側が、今回の申請地になります。もう西側もほとんど宅地化がどんどん進んでまして、東側の田ってしてあるところが、西大村の方が野菜をバリバリ作っていらっしゃいます。水も污水関係も日照関係もですね、特に周りには影響しないと見て参りましたので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長

5番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、5番福重は、許可相当とします。続いて6番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番福重、寿古町の農地、地目 田、面積1,627㎡、併用地を含む全体面積1,649.96㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が建築条件付き宅地6区画を建設するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第1種農地です。なお、本案件は第1種農地の不許可の例外規定「集落接続」に該当いたします。

被害防除計画では、盛土0.8～1.1m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、污水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には西側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、6番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここはですね、4、5ヶ月ぐらい前に、農用地からの除外申請が出た分で、一応除外ができたようですので、転用申請に入ってます。ここがですね、隣の農地の方や水利組合との話し合いもだんだんと進んではいきますけど、はっきり言えば、まだ、できる前にしてもらいたいことがあるっていう、隣接農地の方や水利組合の方の話だったんですけど、ここは、田んぼの一番、田んぼからずっと下流域にずっと基盤整備が済んでるところの、海の方に向かってずっと田が広がってる、一番水口、水の入口のところなんですよ。だから、ここに6区画の宅地建売の、住宅地ができるとなると、どうしても影響を考えざるをえないような状況

です。

私も関わってますから、今しっかりと伝えていきたいと思いますが、現地確認をした時にちょうど、隣接農地の所有者の方がいらっしゃったので、その方に話をちょっと聞いたんですけど、ここは基盤整備で作ったところで、汚水は汚水管にちゃんと流すようになってるんですけど、雨水が、基盤整備の時の端っこの、法面があるところの、現状は土の溝みたいなところに最終的には流れていくようにしてるんですけど、そこは5、6月、水田を稲作するときには、水がどんどん流れ込む水路なんです。今、現状は乾いてましたけど。だから、そこをどうしても汚してもらいたくない。本当に、一番上なので。

だから、納得されるように〇〇さんも、隣接農地の方と、水利組合の人としっかり話をしてもらいたいということで、さっきもちょっと確認を隣接地の方に連絡をしたら、電話は昨日もあったってということで、隣接農地の方も、何しろ水を汚してもらいたくない。いくら雨水でも庭で使った洗剤の水が流れてくれば、風評被害が今から先、出てきたら困る。私たちもそれで生活をしているから、何しろ水を汚してもらいたくないということで、何か、浄化設備みたいなもので、できれば綺麗に水をして流してもらいたいっていうのを、それだけはしっかりとお願いしたいってことを言われました。

作るな。するなということではないんだけど、何しろここは水の水口だから、もうそれだけはどうしてもやっぱり、守って、してもらいたいということです。水利組合とはもう何度となく話はされてるんですけど、また今回、今日の夕方も再度確認をするためにですかね、話し合いをされるようですので、そこでしっかりと、役員さん方とお話をされると思いますけど、そういうことがしっかり話がなされて納得がいかれるようであれば、問題ないって言えない状況です。皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長

6番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

○委員

この案件は、〇〇委員が、その時は総会は農業委員だけの総会でした。ここは基盤整備をされているところで、私も大分言ったんですけど、今度集積も入っております。それで、まだ5ヶ月たたない内に、もう農用地の除外申請ができたということで、私もですね、その時は農林水産振興課職員の方も来て、法律で決まってる。って言われたんですよ。それで私の部落も土地改良したところがあるんですけど、そんな簡単に除外されてたらですね、農地を守る、農業委員会がですよ、そうやって、法律で決まってるって言われて、私は納得いかんとですよ。それだけは私が言いたかったので言いました。

○議長

他に何かございませんでしょうか。

○委員

先ほど〇〇委員から言われた、その水利組合と話し合いをするということであれば、水利

組合が反対ってなったときはどうなるんですかね。そこでストップってことですか。

#### ○事務局

被害防除計画に異議があるってということで、水利組合と話がうまくいかないということであれば、総会の中で、水利組合との話し合いが下りるというのを条件ということで、許可相当というふうなことにします。

#### ○委員

一つ、条件ってつけていいのかどうかちょっとわかりませんが、何しろ水口だから、水の浄化装置をつけて欲しい。浄化装置というか、浄化槽みたいな、まずそれだけは隣接農地の方が、もうそれだけは伝えておいてくれと言われたので、そこをぜひとも、何か文書に残して伝えていただいて、〇〇さんがしっかりとやっていただけるようお願いしたいと思いますけど。

#### ○事務局

電話で聞いた話になるんですけども、〇〇さんが隣接農地の地権者の方との話の中で、宅地の6区画のそれぞれに雨水の浄化装置をつけて、綺麗にした水を流す計画で話を今進めてるってことなので、文書をもらう予定はないですけども、それぞれ水利組合だとか隣の地権者の方と話をきちんとして、納得をするようにしてくださいということでお願いはしております。

#### ○委員

私も水利組合の組合長をしまして、大村地区もこういう宅地、〇〇とか〇〇が建てるといって、その駐車場をアスファルトにするから雨が降った時はそこにその水が、水路に流しますということだったんですよ。用水路、井手に流すと。それは駄目ってということで、もう初めから流させないということで、そのの、溜枘を作って、それで、水がいっぱいになったら、市の方の、水路に、側溝に流すようなシステムを作らせております。だから、雨が降ったときに、井手がものすごく溢れてしまえば、水管理ができないんですよ。だから、はっきり水利組合は、うちは断ってます。そういうふうな、文書とか電話で、文章も一応取り交わすんですけども、もうはっきりさせないということで、した方がいいってということで、そういう意味でやっています。

#### ○委員

私が思ったのは、〇〇さんが開発されまして、個人の家になります。個人の家になった場合には、車の洗車で洗剤を使って流したらそのまま水が入ると思うんですよ。ですから今の意見では、〇〇さんとの契約段階で、念書とか何とか取っておられても、その後売ってしまったらその個人の家になりますので、そのあたりの念書とか何かもらうようにするとか、何かした方がいいかなと思っています。以上です。

○委員

大体受け付けの段階から、はっきり決まった段階で受け付けを受けるようにせないかんわけですよ。まだ水利組合との話もつかないうちにですね、申請書を受け付けること自体が私がおかしいんじゃないかと思うわけですよ。ここで、そういうふうな問題をいろいろ言うことじゃなくて、一応地元協議はこういうふうな形ですみましたと、それから申請を受け付けると。そういうふうなことをいろんな問題を解決しないうちに、受け付けをすること自体が私がおかしいんじゃないかと思えますけど。以上です。

○委員

これが終わってから開発許可ですか。

○事務局

同時ですね。農地転用の許可と同時にってことで聞いております。開発許可が先に出ることは今はありません。

○委員

それがおかしいんじゃないかと私は思うんですよ。結局、開発許可で雨水、水路ですよ。雨水は開発許可の時、何㎡でいくらってありますよね。だから、その時に水路を使わせなければ使わせないって権利はあるはずですよ。こっちが駄目っていえる権利はですよ。水利組合として。農業委員会としては駄目かもしれないけど、開発協議の時、水利組合に確認してもらって、絶対するべきじゃないかと思うんですよ。その時点で駄目なら駄目っていえば、一つの意見としてあるんじゃないかと思うんですね。

○事務局

土地開発協議の同意の方が、水利組合の許可があるまで出せないかっていう話ですかね。ちょっとそれは確認をしてみないと、うちの方でわからないので、確認をします。

○委員

川は県の許可がいりますよね。それと一緒にたしか雨水は土地開発協議の内容に水利組合の許可が必要だったと思うんですけど。はっきり覚えてないですけど、それが最近ずっと何もなかったからですね、そうでないと、農業委員会が良いって言ったからって、農業委員会に全部責任がされるんじゃないんですか。

○事務局

都市計画課の方にちょっと確認をしてみます。

○議長

一応、その確認が済むまで、本案件は保留ということによろしいでしょうか。それでは6番につきましては後で、再度審議を皆さん方をお願いしたいと思います。

続いて7番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番福重、寿古町の農地、地目 田 現況は畑、面積469㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅を建設するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.15～0.35m、ブロック塀を設けるとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には南側と西側に農地があります。資金については、残高証明書及び定額貯金・定期貯金支払金内訳書を確認しております。

○議長

それでは、7番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここはですね、農地が、南側と西側に、あるんですけど、一応自己住宅は平屋で、日当たりが悪くならないようにということで建てられますので何ら問題ないと見て参りました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

7番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、7番福重は、許可相当とします。

続いて5ページ、第4号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。1番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」1番大村、水計町の農地、地目 畑 現況は山林、面積95㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、自然荒廃により、山林化しているとなっています。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

先ほど、4条の2番の通路の横でございまして、使っていない部分が長年放置されて、山林化している状態です。その下にも水利組合が使用する水路がありますので、かえって水利組合が下の方を管理してるような感じであります。その脇ですので、隣の右側の東側よりっていう、画面の右側の、所有者さんも納得して立ち会って、非農地通知ということで進んでおります。以上です。

○議長

1番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番大村は、非農地と判断し、これを通知することとします。

続いて、6ページ、第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、

1番大村、玖島2丁目の農地、地目 田 現況は畑、面積1,156㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に2番萱瀬、宮代町の農地、地目 田 現況は畑、面積1,942㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に3番竹松・福重、黒丸町の農地、地目 田、合計面積4,458㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に4番福重、草場町の農地、地目 田、面積494㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に5番福重、草場町の農地、地目 田、合計面積4,084㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に6番福重、草場町の農地、地目 田、合計面積3,638㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に7番福重、野田町の農地、地目 田、合計面積5,266㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に7ページ8番福重、草場町の農地、地目 田、面積878㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に9番福重、福重町の農地、地目 畑、面積1,236㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に10番福重、沖田町の農地、地目 田、合計面積917㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は水稻の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に11番福重、立福寺町の農地、地目 田、合計面積5,813㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に12番福重、皆同町の農地、地目 畑と田、合計面積2,999㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に13番福重、寿古町の農地、地目 田、合計面積3,745㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に14番福重、今富町の農地、地目 田、面積2,823㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に8ページ15番福重、福重町の農地、地目 田と畑、合計面積6,923㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に16番福重、福重町の農地、地目 畑、面積1,678㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に17番福重、寿古町の農地、地目 田、面積4,202㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に18番福重、草場町の農地、地目 田、面積629㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に19番福重、野田町の農地、地目 田、合計面積2,646㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に20番福重、野田町の農地、地目 田、面積294㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は麦の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上第5号議案の申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○会長

それでは、第5号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第5号議案は、承認することとします。

続いて、9ページ、第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題としますが、本議案は、10ページ、第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案及び第7号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」及び第7号議案、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社でございますので、集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が分かりやすいように、資料1を配布しておりますので、その資料と併せて、ご説明いたします。資料1をご覧ください。資料1の縦の欄、左から4列分が、一番上の行に書いているように集積計画で、3列目から7列目までが配分計画です。

資料1の1行目、第6号議案1番大村、第7号議案1番大村、東大村2丁目の農地、地目畑、面積1,838㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はブロッコリーの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2行目、第6号議案2番萱瀬、第7号議案3番萱瀬、荒瀬町の農地、地目田、合計面積8,923㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の3行目、第6号議案3番萱瀬、第7号議案2番萱瀬、荒瀬町の農地、地目畑、合計面積3,092㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はみかんの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の4行目、第6号議案4番福重、第7号議案4番福重、今富町の農地、地目田、合計面積3,091.49㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はハウストマトの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

以上、当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第6号議案及び第7号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第6号議案については、承認することとし、第7号議案については、支障のない旨を回答することとします。

続いて、11ページ、第8号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域から除外）」を議題とします。1番鈴田、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第8号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域から除外）」は申請地を農用地区域から除外することについて、農業委員会に対し市長から意見を求められているものです。

1番鈴田、平町の農地、地目 田、合計面積2,623㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。場所は、農用地です。除外後は、5条の許可申請を提出し、建売住宅を建築する予定です。

被害防除計画では、盛土0.7m、擁壁を設けるとなっています。雨水は既設の水路に放流し、汚水と生活雑排水は公共下水道に接続するとなっております。周辺には農地はありません。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここのこの場所はですね、すぐ上に新幹線が通っておりまして、新幹線の工事が始まる前は水稻を作付しておられたんですけど、新幹線の、大型車が来るために、直角のところは曲がり切れないということで、道とか駐車場とかに、ずっと今でも貸しておられます。その工事中に、北側と南側には住宅があったんですけど、西側がその工事中に宅地化が進みまして、家でふさがれてしまって、新幹線が完成してからでも、ちょっと無人ヘリ防除とか何とか、がちょっと事実上できなくなるんじゃないかということを考えて、この申請が出たと思います。別に問題はないと。見てきました。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長

それでは、1番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

この土地は基盤整備はしてあるんですか。

○委員

いいえ、してありません。

○議長

それでは、1番鈴田については、支障のない旨を回答することとしてよろしいでしょうか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番鈴田については、支障のない旨を回答することとします。

続いて2番萱瀬、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 畑、面積149㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。場所は、農用地です。除外後は、5条の許可申請を提出し、自宅用の駐車場及び庭を設置する予定です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、コンクリート舗装を行うとなっています。雨水は自然流下及び既設水路に放流、汚水と生活雑排水は発生しないとなっております。周辺は、西側に農地があります。

○議長

それでは、2番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この農地申請地は、昭和の30年代にパイロット事業で、みかん畑として開墾された地域なんですね。先日、農業委員推進委員で見に行きましたけれども、申請地そのものはミカン畑に今、土羽、石積みがされておりまして、近隣の住宅と連続性となる石積みみたいな格好でございます。ですから、多分過去に農業委員会にも、現状を変えるってどうかそういった申請も出されているんじゃないかなというふうに思ってるんですが、とにかく石積みで、住宅地と同じ高さで整備をもうすでにされておりまして。ですから何ら今更、みかん畑として使うとか、そういうようなことがないませんので、農用地から除外されても問題がなかろうかというふうに思って見てまいりました。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、2番萱瀬について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< 異議なし >

○議長

それでは、2番萱瀬については、支障のない旨を回答することとしてよろしいでしょうか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2番萱瀬については、支障のない旨を回答することとします。

続いて3番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番福重、弥勒寺町の農地、地目 畑、面積406㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。場所は、農用地です。除外後は、5条の許可申請を提出し、住宅を建築する予定です。

被害防除計画では、盛土0.3m、切土0.3m、擁壁を設けるとなっており、また、建物の高さを加減するとなっています。雨水は既設水路に放流し、汚水と生活雑排水は合併浄化槽を設置するとなっています。周辺は、北側と西側に農地があります。

○議長

それでは、3番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

場所はですね、今事務局から説明がありました通りでございます。ここは、〇〇さんのすぐ上のところで、場所はですね、そこに、次女さん夫婦の家を立てるということで計画をされておりまして。この前皆で見に行きましたが、周りも何も問題がないということで判断をしてきました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長

それでは、3番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< 異議なし >

○議長

それでは、3番福重については、支障のない旨を回答することとしてよろしいでしょうか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、3番福重については、支障のない旨を回答することとします。

続いて4番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番福重、今富町の農地、地目 田、面積2,225㎡のうち354.02㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。場所は、農用地です。除外後は、5条の許可申請を提出し、公民館を移転する予定です。

被害防除計画では、盛土0.5～1.5m、コンクリートを設けるとなっています。雨水は既設水路に放流し、汚水と生活雑排水は公共下水道に接続するとなっております。周辺は、東側に農地があります。

○議長

それでは、4番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、昨年の大雨により、川が氾濫をしまして、それで公民館がちょっと水害にあったところでございます。今度、その川を広くするということで、仕方なく公民館を移転をしないといけないということで、横にずらすような形になろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、4番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

< 異議なし >

○議長

それでは、4番福重については、支障のない旨を回答することとしてよろしいでしょうか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、4番福重については、支障のない旨を回答することとします。

続いて、12ページ、第9号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域へ編入）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目 畑、面積1,094㎡、申請者及び土地所有者は記載のとおりです。

2番萱瀬、宮代町の農地、地目 畑、面積1,722㎡、申請者及び土地所有者は記載のとおりです。

3番福重、立福寺町の農地、地目 畑、合計面積3,116㎡、申請者及び土地所有者は記載のとおりです。

○議長

それでは、第9号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<異議（意見）なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第9号議案は、「支障ない」旨を回答とすることとします。

それでは次に、13ページ、報告第2号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第2号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」、1番松原野岳町の農地、地目 田、合計面積4,059㎡です。使用貸人及び使用借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

< 異議なし >

○議長

続きまして、先ほど5条6番福重の件につきまして、再度皆さんがたにご審議をお願いしたいと思います。それでは経過につきまして、事務局より報告願います。

○事務局

説明をさせていただきます。先ほど質問があった寿古町の転用の件で、土地開発協議の同意において、水利組合の許可なり同意なりが必要になるのかっていう話なんですけども、先ほどちょっと農林水産整備課の方がですね、水路関係担当になるので確認をしてきましたところ、土地開発協議の同意については、業者の方に口頭、電話口になるんですけども、水利組合の方と十分に協議を行っているかっていう確認をした上で、土地開発協議の個別協議終了ということで同意をしているということです。ただ、そのあと水路の方を工事とか、造成

をするにあたって工事などをする場合には、その工事の図面と一緒に水利組合の方の工事についての同意書ってものを文書で印鑑押していただいているということです。今、この転用について、土地開発協議の方が今日行われておりますので、そこで農林水産整備課の方が水利組合の方とちゃんと協議が、〇〇の方と終わっていないというふうな判断であればですねそこを個別協議で意見を出されてるかと思います。

#### ○委員

今日の4時からの水利組合との話し合いになってますので、はっきりと決まってないようです。

#### ○委員

そしたら、水利組合の許可はもらわなくても申請はできるということで理解してよろしいんですか。今後やっぱりこういうことだったら、受け付けの前に、水利組合との協議をされてるかどうかの確認をされて受け付けしたらいいかと思うんですけども、皆さんどう思われるでしょうか。

#### ○事務局

受け付け時点で、水利組合の同意までというところまで確認はしてないんですけども、受け付け時に被害防除計画書の方で転用のとき出していただいて、周りに被害を及ぼさないようにして、もし被害がおよんだ場合は、転用実行者の責において、解決するっていうふうなことで書類をいただいておりますので、今回の場合みたいに、すぐ脇を用水路が通っていたり、すぐ横が田んぼだったりっていう時は転用の申請時に、水路関係は水利組合の人とか、権利者の人とちゃんと問題が起きないように、話し合いをしてくださいっていうのは窓口で言うんですけども、同意書とかをちゃんと取ったりとかはしてなかったです。今後、水路関係はその水利組合の方とですね協議をきちんと行っているかということで、確認をするように、転用の申請時にします。

#### ○委員

しますじゃなくて、協議をされてから受け付けますよというふうな形にしてもらえんかなということです。確認だけやったら、良くないかと思います。

#### ○委員

多分先ほどからずっと話し合っていると、農業委員会は法律にのっとって、多分やってるんだと思うんですね。で、決まった必要書類を出された場合に、違法な行為がなければ拒否はできないだろうと思うんですよね。そこら辺で、同意書をつけたらどうかってのは大村だけで決められることなのかどうかちょっとよくわからんんですけど。で、受け付ける受け付けないっていうのは、行政ですので必要書類が出た場合に、簡単に拒否ができるものなのか、っていうのをちょっと、よくわからんわけですけど。法的に必要書類をそろえて出された場合に、ここの総会にはかけんばいかん。てなっとるわけでしょ。どうなってるんですか

ね。事務局の方で、拒否するってことはできないわけでしょう。必要書類がそろっていた場合には。

#### ○事務局

今回の水利組合とか同意とかについては、県の指針の方の必要書類の中で、農業委員会が必要と認める書類っていうふうなものの中に入るかなと思うんですけども、こちらの方は必須の提出書類ではなくて農業委員会が必要と認めたときに、出していただくようなものです。

#### ○委員

今、休憩時間に、水利組合長とちょっとまた話をしてたんですけども、〇〇さんからまた電話もあったりして、今からちょっとしたら、話も始めるそうなんですけど、一応電話口では、書類は交わしましょうかっていうような感じで、宅地で分譲して、建売分譲で売れた場合には、洗車はしないようにっていうことで、売りますっていう文章。それは多分無理やろうって、ちょっと私も伝えて、やっぱりもう組合長もはっきりと現状、目に見える形できれいな水が流れるようにしてもらおうようにっていう話で進めて欲しいってちょっと伝えました。

#### ○委員

水利組合側として、やっぱり話が綺麗にまとまって同意書ができてから、申請を出すべきものであって、ここでまだ中途半端な状態で通すっていうのは、駄目だと思います。今回保留にするか、条件つきで通すかの2点だと思いますので、協議してください。

#### ○事務局

申請を出していただく時点では水利組合の同意書っていうところまでは求めることはしてないんですけども、今回総会の委員の意見の中で、同意書を付することによって許可相当にするっていうことで、条件つきで意見を県の方に進達するっていうことであれば、もし同意書が得られなかった場合は県の方がもう許可をおろさないというふうな話になってくるので、申請時点では、農業委員会が必要と認める書類に水利組合との同意書っていうのが入ってくるので、申請時には、先を見越して同意書をいただくことはあるかもしれないんですけども、今回はいただいてなかったですね。

#### ○委員

河川に流す場合は、県の許可が確認とあれがいきますよね。だからそれから言ったら県もその水路に流す場合はちゃんと水利組合、県の代わりじゃないですけど、やっぱり、被害防除計画は、できてるっていうのは、やっぱりそういう協議は、終わってるって条件なわけですよ。だから、申し訳ないんですけど、今回のこういう場合の確認は担当者の確認不足って言ったら悪いかもしれませんが、その被害防除計画は、出てますけど、その内容的には抜けがあったんじゃないですか。はっきり言って。だから今こういう皆さんが問題にすると

ころはやっぱり、その申請を出せますけど、申請の時点で書類って確認すべきなわけですよ。落ち度じゃないかと思うんですけどね。やっぱりそこは、農業委員会みんなが審査することですから、でも、ここでやっぱりおかしいってなったら何かを改善しないとイケないってというのはそこじゃないかと思うんですよ。

今度からもうはっきり、そこは被害防除計画の内容として確認するというのは、大事になってくるんじゃないかと思うんですよ。

#### ○事務局

県の指針の中で、必要書類ってというのがあって、その中で被害防除計画書とかあるんですけども、書類自体はちゃんと出てますので、同意書とかにおいては農業委員会が必要と認める場合に提出するというふうなことになりますので今回みたいに、水利組合の同意がなければ、許可相当としないというふうな条件つきでっていうときに出していただくような書類になるかなと思いますので、申請時自体はですね問題なく受け付けをしたのかなと思いますけども。

#### ○委員

それおかしいでしょ。被害防除計画の書類が不備なわけでしょ要は。私がこの前出したんですけど、出したときは、県の確認は取れてますかっていうことで、取れてますってことで出しましたよ。不備があるっちゃうことで、これは申請書類を、確認で抜けてたんじゃないですか。受け取ったからこの問題になったわけで、今度からつけますじゃなくて、なんかね。申し訳ないですけど毎回それは、書類上の不備がないかっちゃうのはやっぱりチェックすべき項目のうちに入ってくるんじゃないすか。

#### ○事務局

今回提出されている被害防除計画書においては、書類における不備っていうのは特にありませんので、形式上は不備っていうものは、被害防除計画書の中にはありません。

#### ○委員

議論なってますけども、皆さん方にお考えいただきたいのは、今はこの福重の分をですね、案件として、そういう話をされてます。で、いろんな案件がやっぱりあると思うんですよ。私どもがこう審議する検討する内容ものについてはですね、ですから、それぞれの、場合によって個別案件においては、いろんなものがそれぞれ出てくるんだろうと思います。

それをこの総会の中で議論をして、こうすべきじゃないかというこんな方向が出せるんじゃないかなと思うんです。今回の場合は、この案件については、そういう水利組合と業者との、或いは将来を見越した形で解決策を出してもらおうと、それが出されない限り、農業委員会としては認められませんというふうな結論を出せばそれはそれで、いいんじゃないでしょうか。やっぱり、場合によっては同じ当該案件の中で、水利組合があったとしても、その水利組合が仮に、いや、関係ないよっていうふうに判断される場合もあるかもしれません。今回は問題があるというふうに水利組合の方が判断をされてますから、そういうことで

よろしいんじゃないでしょうか。

○委員

一緒です。結局結論は先ほど言われたように、協議の中で今回は水利組合と協議書を出してもらって、それを見て判断する。今回はもう、許可は次回に伸ばすっていう、もともとその水利組合との協議書ってのが絶対必要な書類でないはずですので、必要な書類は全部そろってるわけですから、それを見て、現地を見られたらちょっとまずいなということだったので、今日この総会にかけて話をしたら、今回は、水利組合との協議書を取ってもらって、その上で、判断しましょう。ということですね。それでもういいんじゃないですか。

○委員

〇〇さんがおっしゃる通りです。今回、転用申請が出て見に行って、ここで雨水排水が水路放流だったので、確認をして、またそこで問題が出てきたっていうところで、今回出てきた。受け付けの時点っていうよりも、現地確認をした時点でっていうところですね。後は、よろしくをお願いします。

○委員

ちょっと調べたことあるんですけど、法律上ですね、雨水は農地とかそういうふうにした雨水は下に流すなという権利はないんですよ。ところが、農地以外の雨水は流すなっていう権利があるんですよ。下の人は。水路等も一緒です。そういう、法律上はやっぱり許可が要るんじゃないですか。水利組合の。これ調べた法律ではそうだって書いてありました。

○議長

いろいろご意見も出ているようでございますが、一応水利組合と業者との合意の書類の合意といいますか、書類上の合意といいますか、そういうのを条件に、許可相当とするようにした方がいいんじゃないかと思っておりますけども、皆さん方のご意見はいかがでしょうか。

○委員

条件付で県に進達をするということも何かちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。皆さんの意見を聞いたら、やはりあの業者さんは、あくまでも申請する前にですね、水利組合あたりとちゃんと話をしてから、申請するべきであって、だから一応私は保留に、今まで会議出てますけど保留の件数はほとんどこないもんですからね。一応、ある程度、業者も絶対こういうことしないといけないというようなことを教えていかないといけないと思うんですよ。だから保留にして、次の段階でまた申請してもらおうと。やっぱりちゃんと書類がそろった段階で申請をしてもらおうって、県に進達をとすると、県の意見を聞くとか何とかじゃなくてやっぱり大村市は大村市の農業委員会で決めたようにやっていってもらわんといいんかと思っておりますけども、私はそう思います。

### ○事務局

書類や形式上は特に不備もなく、保留っていう形にする理由がないのかなと思うんですけど、結局その水利組合の同意が取れてないということが、今回その許可相当っていう意見が出せない理由になるのであればその同意書はですね、付することを条件ということで県の方に進達をすることで、その結局その同意書がなければ、県の方も許可をおろさないっていうふうな話になってくるので、その保留をするまでの理由がないのかなと思ったんですけども。

### ○委員

それはお宅の考えでしょ。皆さんはそういうふうな考えじゃないんですよ。だから、申請する条件に、水利組合の許可が必要だと、いうことは誰が決めたんですか。それをやっぱりお宅の判断で、こういうこととしてくださいよっていうふうな申請をしてくださいっていうのが本当じゃないんですか。保留する条件がないって、皆さんは、ちゃんと水利組合の許可が必要だからというふうなことをおっしゃってるわけですから、それによってちゃんと考えないといけないんじゃないの。

### ○事務局

なので、その水利組合の許可、同意が必要っていうことを意見として、それがないと許可が出せないっていう意見で県の方に進達をするっていうふうな話になるのかなと思うんですけども。

### ○委員

法的にですね、一応それができるかどうかですよ。農業委員会で。だからさっきもあったように、必要な書類がそろっていて、それを受け付けないということはまずできないわけですから。必要な書類がそろってるわけでしょ。その書類をもとに評価する。で、現地確認をする。現地確認で不十分ってことでこのままでは、農業委員会としては許可相当は出せない。で、条件つきで県に進達する。うちがもしここで不許可にした場合、相手側からそれを訴えられたら、それ反論する法的根拠がないです。農業委員会ではないです。多分受け付けた段階で必要な書類は全部そろってるはずですよ。見に行かれて、ちょっと現地でおかしいということでここにかけたわけです。この会議で、水利組合の許可が必要ってなったわけですから。だから、結局されるのは、今あったように、この状態では駄目だから、同意書を取って県に送ると。それを県がどう判断するかだと思うんですよ。だから、うちで、これを受け付けないってことはたぶん、法的にできない。

### ○事務局

県には週明けに進達をする予定になっております。なので、今日も水利組合の方と話をするっていうことなので、その時点で同意書をもらえる可能性もあるのかなとは思いますが、なので、その水利組合と業者との話がうまくいけば、その週明けすぐ進達する前に同意書をもらうということは、可能かもしれないですね。その分は同意書をもらうまで進達

をしないというふうなことも可能です。なので、その分を県に進達しないで、うちの方で握っておいて、この分だけですね。

○委員

〇〇さん。業者の話し合いは1時間くらいで終わるの。

○委員

よくわからないですけど、一応4時からです。

○委員

ぎりぎりまで待って、水利組合の人に聞いて、どうやったかっていうとを見てから、それで最終的に同意書が得られるんだったら、いいじゃないですか。それまで一応、審議保留にしておいたほうがいいじゃないですか。

○議長

今、話があるように、今日夕方、その業者と水利組合の代表者と協議をするって先ほど言いましたようになってるので、できれば多分、合意できるんじゃないかなという、そういう感触を持っているわけですけども。そういうことで、今、〇〇委員が言うように、それを待って、進達するということがいかがでしょうかね。

○委員

そういう結論を出せばいいわけですよ。水利組合と業者との協議同意書をね。それがないと、農業委員会としても認めない。ということで決めれば、それでいいんですよ。保留にしたらまた総会を開かないといけない。そういう条件つきで、今日の総会の中では、決めればいいんじゃないでしょうか。

○委員

だから、この農地自体がレアなケースなんです。水口だから。だから、田んぼを持っている人たちの水張面積が寿古地区の方がいるから、全部に被害が及ぶから、だからそれがなかったら、水の一番出口の下の方だったら農振を外して、すぐ許可下りたと思うんですよ。寿古地区が、雨水側溝が市道に全部入ってるんだったら、雨水側溝に全部流せばいいんだけど、そこが全部通ってないところだから、水路に流すしかない。だから、本来なら、市の方に言ってちゃんと側溝を作ってくださいとか、そういうふうな部分をちゃんとすればいいんだけど、水路に流すしかない。だから、田んぼの方に影響があるから、それは駄目だ。だから、どうするかって言ったら、もう完全に綺麗な水だけしか流さないですよって、もしそれを違反した場合は、自分で市道の方に側溝をつけてくださいとかそういうふうな形で、言うしかもう方法ないですもんね。いま結構、雨水側溝を市道の方に全部結構作ってる場所がありますけど。

○議長

ほかの、皆様方いかがですかね。それでは、今日の業者と水利組合との協議を待って、それでその結果で、進達をするというようなことでよろしいでしょうか。それではですね、これは法律にのっとっての採決になりますので、この採決に参加できるのは、農業委員だけでございます。業者と水利組合との、合意ができれば進達をするということに、賛成の農業委員の方は、ご起立をお願いいたします。

<過半数起立>

着席をお願いします。過半数でございますので、そういうことで、合意したら、進達をするというようなことで、決めたいと思いますので、ありがとうございました。

○議長

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。